

草津市既存建築物耐震改修促進計画(第2期)の概要

住宅・建築物の耐震化の必要性

「阪神・淡路大震災」の主な被害

死者 6,434人
全壊家屋 104,906棟

死亡の原因

建物倒壊等によるもの 88%
焼死等によるもの 10%
その他 2%

木造住宅
耐震改修の促進

- ◆ 建物の倒壊等による圧死を防ぐ
- ◆ 延焼火災の発生を防ぐ
- ◆ 消火・救援活動の妨げを防ぐ など

「東日本大震災」では、緊急輸送道路の閉塞、防災拠点施設が被災

広域一時滞在の必要性が顕在化
南海トラフ巨大地震の想定の見直し

建築物の耐震改修

- ◆ 耐震改修促進法改正
- ◆ 旧特定建築物を細分化、一部診断義務化

国の方針

住宅の耐震化率

<平成25年度> 82% <平成32年度> 95%

多数の者が利用する建築物の耐震化率

平成32年度に95%

滋賀県の耐震化目標

【住宅】

現状

耐震化率 約83%

平成37年度

耐震化率 約95%

【多数の者が利用する建築物】

現状

耐震化率 約90%

平成37年度

耐震化率 約96.5%

草津市の耐震化目標

【住宅】

現状

耐震化率 90%
(木造 約79%)

平成32年度

耐震化率 約95%
(木造 約90%)

平成37年度

耐震化率 約97.5%
(木造 約95%)

【多数の者が利用する建築物】

現状

耐震化率 約94.5%

平成32年度

耐震化率 約95%

平成37年度

耐震化率 約96.5%

【市が所有する建築物】

現状

耐震化率 約99%

平成37年度

耐震化率 100%
(多数の者が利用する建築物)

耐震化を進める上での基本的な取り組み方針

- ◆ 住宅・建築物の所有者が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識を持って取り組むことが大切。
- ◆ 県、市、自治会等が役割分担し、所有者にとって耐震診断および耐震改修を行いやすい支援策を推進。

耐震化を進める具体的な施策の展開

- 重点的に耐震化すべき区域
 - ①古い木造住宅等の密集地域
 - ②軟弱な地盤の地域等

● 既存建築物の耐震化支援

- ①草津市木造住宅耐震診断員派遣事業（無料耐震診断）
- ②草津市木造住宅耐震補強概算費用算出事業
- ③草津市木造住宅耐震・バリアフリー改修補助事業
- ④草津市既存民間建築物耐震診断補助事業

● 地震時の建築物の総合的な安全対策

- ①ブロック塀等の安全対策
- ②窓ガラス、天井落下防止対策
- ③エレベーターの地震防災対策
- ④エスカレーターの地震防災対策
- ⑤家具の転倒防止対策
- ⑥防災ベッドや耐震テーブル等の活用
- ⑦その他の建築設備の転倒防止、破損防止の対策
- ⑧震災時の避難経路を確保するための安全対策

● 優先的に耐震化に着手すべき建築物

- ①生活の基盤となる建築物（住宅）
- ②災害時に重要な機能を果たす建築物（避難所等）
- ③多数の人々に利用される建築物（物販店舗等）
- ④多大な被害につながる恐れがある建築物（危険物貯蔵施設等）

● 耐震改修を促進する普及・啓発

- ①地震ハザードマップの作成・公表
- ②相談体制の整備および情報提供の充実
- ③パンフレット・セミナー等市民への啓発の推進
- ④リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- ⑤自治会等との連携
- ⑥減災教育による人材育成

● 建築指導等の強化

- ①耐震改修促進法による指導等の実施
- ②建築基準法による勧告または命令等の実施
- ③耐震改修を促進するための連携
- ④中間検査・完了検査の徹底、耐震改修済み表示制度の周知